

条例制定改廃調書  
条例改正に伴う新旧対照表  
(別冊)

令和5年

奈良市議会12月定例会

## 条例制定改廃調書

1 名 称	奈良市企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部を改正する条例		
2 制定改廃の根拠法令、関係通達等	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 地方自治法の一部を改正する法律（令和5年法律第19号）</li> <li>・ 地方自治法の一部を改正する法律（会計年度任用職員に対する勤勉手当の支給関係）の運用について（令和5年6月9日付総行給第29号、総行女第12号総務省自治行政局公務員部長通知）</li> </ul>	4 制定改廃の概要	1. 勤勉手当の新設（第19条、第20条関係） (1) 企業局に勤務するフルタイム会計年度任用職員及びパートタイム会計年度任用職員について、常勤職員に準じた勤勉手当を支給する。
3 制定改廃の理由	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 上記の法律の一部改正に伴い、企業局に勤務する会計年度任用職員に勤勉手当を支給するもの。</li> </ul>		
5 施行期日	令和6年4月1日	所管部課	企業局 経営部 企業総務課

## 奈良市企業職員の給与の種類及び基準に関する条例 新旧対照表

現行	改正案
<p>(会計年度任用職員の給与)</p> <p>第19条 第2条第1項及び第3項の規定にかかわらず、地方公務員法第22条の2第1項第2号に掲げる会計年度任用職員（以下「フルタイム会計年度任用職員」という。）の給与の種類は、給料、通勤手当、特殊勤務手当、時間外勤務手当、休日勤務手当、夜間勤務手当、宿日直手当、期末手当及び退職手当とする。</p> <p>2 フルタイム会計年度任用職員には、第3条第2項及び第3項、第3条の2から第5条の3まで、第6条の2、第10条の2、<u>第12条</u>、第14条第2項第4号、第15条、第16条の2並びに第16条の3の規定は、適用しない。</p> <p>3 <u>フルタイム会計年度任用職員に対する第16条の規定の適用については、同条ただし書中「期末手当及び勤勉手当」とあるのは、「期末手当」とする。</u></p>	<p>(会計年度任用職員の給与)</p> <p>第19条 第2条第1項及び第3項の規定にかかわらず、地方公務員法第22条の2第1項第2号に掲げる会計年度任用職員（以下「フルタイム会計年度任用職員」という。）の給与の種類は、給料、通勤手当、特殊勤務手当、時間外勤務手当、休日勤務手当、夜間勤務手当、宿日直手当、期末手当、<u>勤勉手当</u>及び退職手当とする。</p> <p>2 フルタイム会計年度任用職員には、第3条第2項及び第3項、第3条の2から第5条の3まで、第6条の2、第10条の2 _____、第14条第2項第4号、第15条、第16条の2並びに第16条の3の規定は、適用しない。</p>
<p>第20条 第2条第1項及び第3項の規定にかかわらず、地方公務員法第22条の2第1項第1号に掲げる会計年度任用職員（以下「パートタイム会計年度任用職員」という。）の給与の種類は、給料、通勤手当、特殊勤務手当、時間外勤務手当、休日勤務手当、夜間勤務手当、宿日直手当<u>及び期末手当</u> _____（1週間当たりの勤務時間が著しく少ない者として管理者が定める者及び従事する業務の性質等を考慮して管理者が定める者については、期末手当 _____ を除く。）とする。</p> <p>2 パートタイム会計年度任用職員には、第3条第2項及び第3項、第3条の2から第5条の3まで、第6条の2、第10条の2、<u>第12条</u>、第13条、第14条第2項第4号、第15条、第16条の2並びに第16条の3の規定は、適用しない。</p> <p>3 <u>パートタイム会計年度任用職員に対する第16条の規定の適用については、同条ただし書中「期末手当及び勤勉手当」とあるのは、「期末手当」</u></p>	<p>第20条 第2条第1項及び第3項の規定にかかわらず、地方公務員法第22条の2第1項第1号に掲げる会計年度任用職員（以下「パートタイム会計年度任用職員」という。）の給与の種類は、給料、通勤手当、特殊勤務手当、時間外勤務手当、休日勤務手当、夜間勤務手当、宿日直手当、<u>期末手当及び勤勉手当</u>（1週間当たりの勤務時間が著しく少ない者として管理者が定める者及び従事する業務の性質等を考慮して管理者が定める者については、期末手当<u>及び勤勉手当</u>を除く。）とする。</p> <p>2 パートタイム会計年度任用職員には、第3条第2項及び第3項、第3条の2から第5条の3まで、第6条の2、第10条の2 _____、第13条、第14条第2項第4号、第15条、第16条の2並びに第16条の3の規定は、適用しない。</p>

現行	改正案
<u>とする。</u>	